

様式第2号（政務活動実施報告書）

令和1年8月9日

井原市議会議員
坊野 公治 様

井原市議会議員 三宅 文雄

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実施期間	令和1年7月25日（木）～7月26日（金）
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	東京都豊島区東池袋1-6-4 アットビジネスセンター池袋駅前別館 803号室
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	7月25日（木） 10:00～17:00 議員・職員のための 「自治体環境行政の取り組みと課題」 7月26日（金） 10:00～17:00 議員・職員のための 「地域活性化のための行政戦略」
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	7月25日（木） 10:00～17:00 法政大学教授 田中 充 様 7月26日（金） 10:00～17:00 帝京大学教授・元高知県副知事 中西穂高 様
5. 活動内容	別添のとおり

1. 報告書は、政務活動終了後2週間以内に提出すること。
2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

5. 活動内容

◇7月25日(木) 10:00~17:00

《自治体環境行政の取り組みと課題》

第I講 環境行政の枠組みと政策法務

- (1) 環境行政の基本的枠組み—環境保全の法・条例の体系
- (2) 環境行政分野の計画—環境基本計画、温暖化対策計画等
- (3) 環境政策の基本原則と施策手法：SDGs等

1. 環境政策の基本的考え方

- ◆予防原則⇒将来生ずる可能性のある環境関連の損害を未然に防止するために措置をとること、科学的不確実性を理由に取るべき措置を延期しないことという考え方
- ◆汚染者負担原則⇒汚染者は、受容可能な状態に環境を保つための汚染防止措置費用を支払うべきであるとする考え方
- ◆拡大生産者責任⇒製造者や販売者に、製品が消費・使用され廃棄された段階における製品の管理（環境影響）について責任を課するという意図であり、廃棄物の回収・リサイクルを行う物理的責任と処理費用を負担する経済的責任が含まれるという考え方
- ◆協働原則⇒公共主体が政策を行う場合に、政策の企画立案、実行、評価の各段階において民間主体と対等な立場で協働するべきという考え方
- ◆補完性原則・補完性原理⇒市町村ができることはまず市町村が行い、そうでないものを県が行い、県ができないものを国が行うべきとする考え方
- ◆持続可能な開発・持続可能な発展⇒将来の世代が自らの欲求を充足する能力を損なうことなく、今日の世代の欲求を満たすこと
- ◆持続可能な開発目標⇒SDGs→地球上の誰ひとりとして取り残さないを基本理念としている
- ◆環境政策の費用負担に関する考え方
 - *受益者負担原則⇒特定の者が著しい利益を受ける場合に費用を負担させる
 - *応益負担原則⇒公共サービスの受益に応じて費用を負担することが公正とする考え方
 - *応能負担原則⇒受益者の経済力に応じて費用を負担することが公正とする考え方
 - *公共負担・共同負担原則⇒行政による住民の健康保持義務などから帰結し、共通の税金（公費）により住民が共同して費用を負担する考え方

第II講 廃棄物・資源循環型社会づくりの課題

- (1) 資源循環型社会の基本構成—自然循環と人口循環、地域循環共生圏
 - ①「循環型社会」：自然循環システムと人口循環システムが統合
 - ②社会における人口循環の構造 3R+Rの位置づけ
 - ③大量生産・資源消費社会から資源循環型社会へ
 - ④「地域循環共生圏」の概念-新しい循環社会
 - *地域循環共生圏の事例：地域における資源循環の取り組み
 - ・都市鉱山からつくる!みんなのメダルプロジェクト
 - ・山口県における食品廃棄物の飼料化（年間19万トンの食品廃棄物が発生、殆どが焼却処理・埋め立て処分されている。県内の食品関連事業者、スーパー、給食施設、食品工場等が参加、推進に向けてのモデル事業として実施した。）
- (2) 循環型社会の法体系：法律・計画の枠組み
 - ◆環境基本法⇒平6.8完全施行

- ◆循環型社会形成推進基本法（基本的枠組法）⇒平 1 3. 1 完全施行
- ◆廃棄物処理法（廃棄物の適正処理）⇒平 2 2. 5 一部改正
- ◆資源有効利用促進法（再生利用の推進）⇒平 1 3. 4 全面改正施行
- ◆個別物品の特性に応じた規制
 - ・容器包装リサイクル法
 - ・家電リサイクル法
 - ・食品リサイクル法
 - ・建設リサイクル法
 - ・自動車リサイクル法
 - ・小型家電リサイクル法

(3) 自然循環と廃棄物処理の課題

- ①資源生産性（＝GDP/天然資源等投入量）の現状⇒産業や人々の生活がいかに物を有効に使っているかを総合的に表す指標
 - ◆2014年 37.8 万円/t、2015年約 38.2 万円/t と改善も、ここ数年は横ばい
- ②循環利用率（＝循環利用量/総物質投入量）の現状⇒社会に投入される資源（天然資源等）のうちどれだけ循環利用（再利用・再生利用）された資源が投入されているかを表す指標
 - ◆：2014年度 15.8%、2010年度以降は横ばい
- ③最終処分場の現状：1990年頃の 11000 万トンから、2014年度は 1480 万トン、着実に減少
- ④我が国の物質フロー
 - ◆天然資源等投入量 2000年:192500 万トン⇒2015年:135900 万トン
 - ◆総物質投入量 2000年:213800 万トン⇒2015年:160900 万トン
 - ◆循環利用量 2000年:21300 万トン⇒2015年:25100 万トン
- ⑤一般ごみ排出量
 - ◆2015年度ごみ総排出量:4398 万トン、総資源化量:900 万トン、最終処分場:417 万トン
 - ◆2016年度ごみ総排出量:4317 万トン、総資源化量:879 万トン、最終処分場:398 万トン
- ⑥ごみ排出量：一人当たり排出量の推移
 - ◆2000年度では一人一日当たりのごみ排出量 1180 グラムであったが、2016年度には 925 グラムに排出量が減少している。
- ⑦ごみ排出量・生活系ごみと事業系ごみの推移
 - ◆事業系ごみ 平成 19年:1509 万トン⇒平成 28年:1299 万トン
 - ◆生活系ごみ 平成 19年:3572 万トン⇒平成 28年:3018 万トン
- ⑧一般廃棄物の処理量・処分量の内訳の推移
 - ◆直接焼却 平成 19年:3701 万トン⇒平成 28年:3294 万トン
 - ◆資源等の中間処理 平成 19年:690 万トン⇒平成 28年:569 万トン
 - ◆直接資源化 平成 19年:264 万トン⇒平成 28年:196 万トン
- ⑨一般廃棄物の総資源化量とリサイクル量の推移
 - ◆中間処理後再生利用量 平成 19年:462 万トン⇒平成 28年:456 万トン
 - ◆直接資源化量 平成 19年:462 万トン⇒平成 28年:456 万トン
 - ◆集団回収量 平成 19年:305 万トン⇒平成 28年:227 万トン
 - ◆リサイクル率は、平成 19年から平成 28年までのここ 10年間は、20.3%から 20.8%、ほぼ横ばいで推移している。
- ⑩産業廃棄物の排出・処理フロー（平成 27年度:2015年度実績）
 - ◆総排出量:39119 万トン（100%）
 - ◆再生利用量:20756 万トン（53%）
 - ◆最終処分量:1009 万トン（3%）
 - ◆一般廃棄物の再資源化率と比べて、産業廃棄物の再資源化率が際立って高い
- ⑪産業廃棄物の不法投棄件数・投棄量の推移

- ◆不法投棄件数:1998年の1197件をピーク 2016年は131件と大幅に少なくなってきた。
- ◆不法投棄量:2003年に大規模事案が発生、74.5万トン記録した。2016年は2.7万トン

⑫食品ロスの発生と削減対策

- ◆2015年度には、食品関連事業者や家庭から646万トンの食べられるはずの食品が廃棄、この約半分289万トンは、一般家庭から発生している。食品ロス削減のために、食品関連事業者の取組の推進と消費者の意識改革の両方について取り組む必要がある。

⑬海洋プラスチック問題の現状と取組:実態と被害

- ◆想定される被害
 - *生態系を含めた海洋環境への影響
 - *船舶航行への障害
 - *観光・漁業への影響
 - *沿岸域居住環境への影響

⑭海洋プラスチックの現状:マイクロプラスチック

- ◆海洋プラスチックによる海洋汚染は地球規模で広がっている。
- ◆北極や南極でもマイクロプラスチックが観測されたとの報告もある。

⑮海岸・漂着ごみの調査結果

- ◆種類別、いずれの地点もプラスチック類が最も高い割合(個別ベース)を占めている。
- ◆漂着ペットボトルの製造国別では日本製のものが多く、東シナ海及び日本海側では外国製(中国、韓国)のものが多く傾向にある。

⑯海洋プラスチック問題:政府のアクションプラン(2019年5月)

(4) 地域の資源循環3R:リデュース、リユース、リサイクル

◆排出者責任の考え方

「排出者責任」とは、廃棄物等を排出するものが、その適正な処理や資源循環に関する責任を負うべきであるとの考え方であり、廃棄物対策の基本的原則の一つである。

◆拡大生産者責任の考え方

「拡大生産者責任」とは、生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正な再資源化や処分について一定の責任を負うという考え方。

○まとめ:循環型社会の実現に向けた自治体の役割

◆循環が持っている本質

- *自然循環と人口循環の組み合わせ、自然環境の重視
- *循環には適正規模、地域循環圏の考え方
- ***循環型社会は、持続可能な社会をめざす前提**
循環は手段であり、目的ではない
- *水循環(利水、治水の見直し)やエネルギー循環も必要である

◆自治体行政として循環型社会への課題

- *個別手法と促進手段(計画、条例等)整備、循環基本計画等策定
- *コーディネーターや事業実施者として自治体の役割を果たす
- *先進事例の共有や情報交換の展開等
- *個別課題として、容器包装リサイクル法対応、地域資源循環、グリーン購入、エネルギー供給、防災減災対策等

◆廃棄物管理の考え方:循環型社会への自治体の役割

- *自治体の取り組みを消費主体、事業主体、政策主体に区分し、廃棄物対策を上流(供給)対策と出口(処理)対策からアプローチする。

第Ⅲ講 低炭素社会に向けたエネルギー・温暖化対策

(1) 気候変動の要因と将来予測—気温上昇の将来予測

①温暖化はなぜ起きるか

◆世界の二酸化炭素CO₂排出量（2016年、国別）

中国:28.0%、アメリカ:15.0%、インド:6.4%、上位3カ国で約半分、日本:3.5%

②温暖化のメカニズム

◆地球規模の気候を決める大きな要因

*外部強制力

・自然的要因:太陽活動の変動、地球の公転軌道の変動、火山噴火によるエアロゾルの増加

・人為的要因:化石燃料等を起源とする温室効果ガスの排出による大気組成の変化
森林伐採や土地利用の変化、大気汚染物質の排出

*内部の要因:熱帯太平洋の海面水温が数年規模で変動するエルニーニョ、ラニーニャ現象や太平洋+年規模振動などをもたらす、大気-海洋相互作用など

③過去からのCO₂濃度と気温変化

◆CO₂濃度と気温について、42万年前と比較してCO₂濃度が近年急激に上昇し、気温についても、今後も上昇していくことが予想される

④温室効果ガス排出の現状

◆温室効果ガス濃度安定化のためには、排出量を、今後自然吸収量と同等まで減らさなければならない

◆現在の排出量は、自然吸収量の約2倍以上にも達している

⑤過去100年間の世界の年平均気温上昇

◆世界の平均気温は、長期的には100年あたり約0.71度Cの割合で上昇。1990年代半ば以降は高温となる年が多くなっている。

⑥過去100年間の日本の年平均気温上昇

◆過去100年間あたり平均気温は約1.15度C上昇、今後100年間は2~5度Cの予測

⑦温暖化将来予測の手順

◆4つの排出シナリオ（RCP2.6, 4.5, 6.0, 8.5）を設定し、将来気候変化と影響評価モデルから将来影響を予測

◆RCP2.6:低位安定化シナリオ（排出量の最も低いシナリオ）

◆RCP4.5:中位安定化シナリオ

◆RCP6.0:高位安定化シナリオ

◆RCP8.5:高位参照シナリオ（最大排出量に相当するシナリオ）

⑧最新の予測:対策に応じた将来気温の予測

◆3度C上昇:大規模かつ不可逆的な氷床の消失による海面上昇等のリスクが高くなる

◆2度C上昇:北極海水やサンゴ礁が非常に高いリスクにさらされる

◆1度C上昇:極端現象（熱波、極端な降水、沿岸域の氾濫等）によるリスクが高くなる

⑨予測の確実性

◆予測シミュレーション結果の信頼性:予測値の平均の水位は再現性が高い

⑩最新予測:地上気温変化は一様ではない

◆北極海は、世界平均より早く温暖化し、陸上における平均的な温暖化は、海上よりも大きくなるだろう（非常に高い確信度）

(2) 気候変動による自然・社会への影響

①将来予想される温暖化の影響の例

◆積雪量の減少、病虫害の増加、極端な豪雨などの異常気象、農作物等の質の低下

②日本ですでに生じている影響

◆異常気象・災害:日降水量200ミリ以上の大雨の発生日数が増加傾向

◆米・果樹:米の白濁、果樹の品質低下が頻発

◆熱中症・感染症:20都市・地区計で15189人の熱中症患者が救急車で病院に運ばれた

◆生態系:サンゴの白化・ニホンジカの生息域拡大

- ③地域の自然・生活の広範囲に及ぶ影響
- ④気象災害の激化:真夏日と豪雨の増加予想
- ⑤海面上昇等に伴う高潮リスク
- ⑥人の健康リスク:熱中症による患者発生・搬送数
- ⑦農業影響:米収穫量の変化

(3) COP21パリ協定の概要

- ①長期目標として2度C目標の設定、1.5度Cに抑える努力を追及すること
- ②すべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新
- ③我が国提案の二国間クレジット制度も含めた市場メカニズムの活用を位置づけ
- ④適応の長期目標の設定
- ⑤各国の適応計画プロセス行動の実施、適応報告書の提出と定期的更新
- ⑥先進国が資金の提供を継続するだけでなく、途上国も自主的に資金を提供
- ⑦すべての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること
- ⑧5年ごとに世界全体の実施状況を確認する仕組み（グローバル・ストックテイク）

(4) 気候変動の緩和策・エネルギー対策と適応策：対策の枠組みと事例

- ①緩和策と適応策の必要性
- ②気候変動対策の基本的な考え方
- ③気候変動リスク管理の考え方
気候リスクの認識⇒リスク評価⇒リスクへの対応（緩和策と適応策）
- ④緩和策と適応策の枠組み
- ⑤温室効果ガス排出量
- ⑥地球温暖化対策計画
- ⑦緩和策の目標:温室効果ガス削減目標の経緯
- ⑧低炭素社会の実現の方向性
- ⑨地域・自治体からの低炭素社会づくり「温暖化対策実行計画」
- ⑩温暖化対策の地域実行計画区域施策編の枠組み
- ⑪温暖化対策実行計画 事務事業・区域施策編の策定状況
- ⑫地域からの適応策の意義
- ⑬気候変動対応法の制定:2018年6月制定
- ⑭気候変動適応法のポイント
- ⑮適応の推進:国と自治体との連携:地域適応コンソーシアム事業
- ⑯自治体の適応策:事例 熊谷市熱中症対策
- ⑰自治体の適応策:事例 多治見市高気温対策
- ⑱自治体の適応策:事例 江戸川区水害対策⇒洪水ハザードマップ

○まとめ：地域社会の気候変動・温暖化対策

- ◆温暖化対策の水準として、今後、2050年で先進国の温室効果ガス排出量の80%以上の削減、世界全体で50%削減を目標に進められる。
- ◆低炭素都市づくりは継続的な行政課題、すべての行政分野で低炭素社会の実現を目指す必要がある。同時に最大限の削減策・緩和策を実施したとしても、温暖化影響は地域社会で深刻なレベルで発生する
- ◆地域は排出削減（緩和策）温暖化適応策の両方を織り込んだまちづくり対策、住民対策が必要である。とくに地域特性に応じて、自らの生命・財産等を守る適応策の実施は必須になっている。
- ◆適応策を条例で位置づける地域も出ている。今後、適応策の採用を促す条件整備に伴い、地域主導の適応策の計画、実践が期待される

所見

初日の研修は環境問題がテーマで、はじめに参加者一同がどのような問題意識をもってこの研修に参加したかを用紙に書かされ、発表するという形から始まった。沖縄からの参加者は普天間基地の騒音、排気ガスの問題、また他の議員も処分場の建設、資源のリサイクルに向けた課題等に取り組んでいるとの発表があった。私は昨年の西日本豪雨で大きな被害を受けたことを紹介し、線状降水帯の発生など、気候変動についての問題意識をもって発表し、出席者一同がこれから取り組もうとしている課題を発表して、講師の田中教授からアドバイスをいただいた。じつに和やかな雰囲気の中で始まった研修ではあったが、終わってみて実に中身の濃い充実した研修であった。

第1講は「自治体における環境行政の取り組みと課題」、第2講は「循環型社会の実現に向けた自治体の役割」についてであったが、まとめの中でも述べられているように、循環型社会は、持続可能な社会をめざす前提である。循環は手段であり、目的ではないという言葉にすべてが表現されていると思う。また、第3講は「地域社会の気候変動・温暖化対策」についてであったが、同じくまとめの中で述べられているように、低炭素都市づくりは継続的な行政課題、すべての行政分野で低炭素社会の実現を目指す必要がある。地域は排出削減（緩和策）、温暖化適応策の両方を織り込んだまちづくり対策、住民対策が必要である。

すべてがまとめの項で述べられているのであえて申し述べることもない。実により勉強をさせていただいたと思う。今回の研修で学んだことをしっかりと頭に入れて、今後の議員活動に生かしていきたい。

◇7月26日（金）10:00～17:00

《地域活性化のための行政戦略》

第I部 地域活性化の意味と政策の流れ

(1) 地域活性化とは何か（活性化には2種類ある）

- ①地域経済活性化⇒経済指標などの数値で測定できる
- ②地域住民の活動の活発化⇒数値で示すことが困難

(2) 地域活性化政策のパラダイム変化（主役が変わった）

①戦後～1950年代

- ◆開発促進法（北海道開発法、東北開発促進法、北陸地方開発促進法等）と整備法（首都圏整備法、近畿圏整備法、中部圏開発整備法）
- ◆各種の地域振興法（離島振興法、産炭地域振興臨時措置法、山村振興法等）
- ◆工場等制限法（首都圏の既成市街地における工場等の制限に関する法律等）

②1960～70年代

- ◆新産工特制度（全国総合開発計画による拠点開発構想を具現化する制度）
 - *国土の均衡ある開発発展及び国民経済の発展に資することを目的とする
 - *新産業都市:15地区（中海、岡山県南、徳島、東予等）
 - *工業整備特別地域:6地区（播磨、備後、周南等）
- ◆工業再配置促進法（1972年制定、2006年廃止）

③1980年代～90年代前半

- ◆テクノポリスの地域要件
 - * 過度工業集積地域以外の地域であること
 - *自然的、経済的、社会的一体性…13万ha以下（30分圏:半径20km以内）等
- ◆頭脳立地法の地域要件
 - *3大都市圏以外の地域であること

*自然的、経済的、社会的一体性…7万ha以下(20分圏:半径15km以内)等

④1990年代後半～

- ◆特性産業集積活性化法⇒1997年
- ◆新産業創出促進法⇒1998年
- ◆地方産業振興に関する研究会(国土庁内)⇒1999年
- ◆第2次地方分権推進計画⇒1999年
- ◆国土審議会「新産・工特の今後の在り方について」⇒2001年:新産・工特法廃止
- ◆中小企業地域資源活用促進法⇒2007年

第Ⅱ部 自治体経営

(3) 地域をマネジメントする(官民の境界を超える)

①官民の境界

- ◆行政の特徴…役人の行動～[変化を好まない⇔新しいことをやりたい]
 - *公平性を重んじる
 - *正確性を重んじる⇒前例に従う、言質を取られない、時間がかかる
 - *安定性を気にする⇒「パニックにならないように」は情報秘匿の切り札
 - *予算の特徴⇒単年度主義、減価償却がない(初年度に全額償却に相当)
- ◆NPMについて
 - *1980年代、英国サッチャー首相による国営事業の民営化(市場に任せた方が、公共サービスは効率的になる)
 - *聖域なき構造改革(小泉内閣)
 - *新しい公共⇔市民やNPO、企業が公共サービスを提供

②財政再建と地域活性化の両立

- ◆PPP(官民が協働してそれぞれの強みに基づいて役割分担)の全体像
 - *民営化⇒株式上場、所有権移転(1980年代、NTT株の売却等)
⇒特殊法人化(2000年代)
 - *アウトソーシング(民間委託⇒現業分野)
- ◆民間委託について
 - *民間委託の歴史⇒1960年代に愛知県犬山市において、可燃ゴミの収集が始まり、水道メーターの検針業務、公園、広場の維持管理業務へと民間委託業務が広がっていった。
- ◆都道府県における民間委託状況(2014年10月現在)
 - *100%⇒本庁舎の清掃、夜間警備、水道メーター検針、道路維持補修・清掃等
 - *学校給食⇒98%、電話交換業務⇒81%、給与計算事務⇒79%、案内受付業務⇒74%等
- ◆PFI(公共施設等の建設・維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して行う手法)について
 - *国や地方公共団体等が直接実施するよりも、効率的かつ効果的に行われることにより、事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供が実現できる

(4) どの地域でもできる地域活性化(行政アウトソーシングの活用)

①行政業務を地域にアウトソーシング(民間委託)することによる地域活性化

- ◆業務を限定せず、幅広い範囲の業務を対象
- ◆予算、組織体制の両面から推進

②自治体が行うアウトソーシング(民間委託)の課題

- ◆県外に仕事流出する(受託先は大都市の企業)
⇒県内の雇用喪失
⇒県庁の縮小は県経済の縮小

③従来のアウトソーシング(民間委託)との違い

- ◆受け皿の育成に力を入れる

- ◆アウトソーシング（民間委託）にテレワークを活用する
- ④具体的な地域活性化効果
 - ◆県内受注企業の増加⇒県内企業が成長
 - ◆新規ビジネス展開の事例
 - *研修事業を受注した建設コンサルタント
 - *啓発事業を受注した情報系企業
 - ◆県外からの受注例
 - *県のアウトソーシング（民間委託）をきっかけに始めたテブ起しを国から受注
 - *行政サービス産業が地域産業化の兆し
- ⑤地域活動の活発化
 - ◆受け皿の創出
 - *新規ビジネス（企業、団体等）が誕生⇒特に成長が大きい⇒県外からの受注例も
 - ◆地域活性化効果
 - *テレワークの活用により、中山間地域の貴重な収入源

第Ⅲ部 いろいろな地域資源と活性化方策

(5) 地域資源の見つけ方（活用事例から探る）

- ①地域資源の利用
 - ◆産業関連⇒農林水産物（食品原材料）、工業製品（地域の特産品）、インフラ（光ネットワーク、工業団地）
 - ◆人⇒技術（伝統技術、大学の「知」、人材（能力、気質）
 - ◆観光⇒自然（地形、風景、現象）、歴史・文化（建造物、制度、習慣）
- ②地域資源に付加価値をつけるとは
 - ◆変化させる⇒加工する（一次産品⇒加工⇒食品）、極める（精製、単純化、規格化）
 - ◆結合する⇒見せる（ネット活用、市場開拓…求める人と結合）、運ぶ（提供、輸送、配達…必要な所に届ける）、組み合わせ（人・物・技術の組み合わせ、組立）
 - ◆気持ちを作る⇒安心・安全、由緒・ブランド・お墨付き
- ③地域資源活用事例
 - ◆地域ブランドの制度
 - *地域団体商標制度⇒商標法に基づき登録⇒品質は自主的取り組み
 - *地理的表示保護制度⇒品質と産地が結び付き⇒品質について国がお墨付き
 - ◆極める（規格化・安定化）：南高梅⇒和歌山県みなべ町の梅干し
 - *梅の優良母樹の選定（ブランド化）
 - *白干梅まで農家が生産、加工は業者が工場立地
 - ◆つなぐ：売れない工業団地を刑務所に⇒山口県美祢市の刑務所誘致
 - *地域のお荷物（売れない工業団地）を資源に
 - *P F I 方式による我が国初の刑務所（社会復帰促進センター）
 - ◆運ぶ：葉っぱビジネス⇒徳島県上勝町…葉っぱ（地域資源）を、求める市場に届ける。
 - *付加価値を付ける工夫（市場ニーズへの対応）
 - *高齢者でも情報化（競争意識の醸成、自主的な市場予測）
 - *防災無線ファックスの活用（一石二鳥の工夫）⇒日常的に使うのがよい。
 - ◆組み合わせ：田舎寿司⇒山菜を使ったお寿司（高知県）
 - *山菜寿司⇒国際的な食べ物に発展する可能性
 - ◆ブランド化：ゆず⇒高知県馬路村…ゆず製品
 - *地域特産品が地域資源（村の中にテレフォンセンター）
 - *素朴さを伝える広告⇒柳原真のデザイン（村を強調）
 - ◆ブランド化：夕日も資源に⇒長崎市外海エリア、高知県宿毛市（ダルマ夕日）

◆産業遺産

- *炭鉱跡地⇒長崎県の軍艦島（世界遺産）、夕張市、大牟田市、長崎市、いわき市
- *鉱山跡地⇒石見銀山、（世界遺産）、佐渡銀山、生野銀山、別子銅山
- *工場⇒富岡製糸工場（世界遺産）

(6) 地域技術の発展（地場の技術が最先端に進化）

- ①ニッポン高度紙工業（高知市）⇒電解コンデンサ用セオアレータで世界の7割のシェア（手すき土佐和紙を加工し、耐水性と耐熱性を高めた紙を「高度紙」と名付け、煎じ袋として販売していたのが始まりで、戦前はタイプライターの原紙も作っていた。）
- ②ヘイワ原紙（高知県日高村）⇒塗布技術を活かした製品群（紙おしろい、紙せっけん）
- ③（株）ミロク（高知県南国市）⇒銃のトップメーカー（レクサスのハンドル等）
- ④ヤナギヤ（山口県宇部市）⇒カニ蒲鉾製造機械のトップシェア

(7) 働き方改革は地域活性化のチャンス（テレワークの活用）

①働き方改革とは

- *同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善
- *賃金引き上げと労働生産性の向上
- *長時間労働の是正
- *転職・再就職支援、人材育成、格差を固定化させない教育
- ***テレワーク、副業・兼業等の柔軟な働き方**
- *女性・若者が活躍しやすい環境整備
- *高齢者の就業促進
- *病気の治療・子育て・介護と仕事の両立
- *外国人材の受け入れ

②テレワークとは⇒情報通信手段を活用して、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方

◆テレワークの効果⇒地方の持つ地理的格差を解消する可能性

- *少子高齢化対策
- *ワークライフバランスの実現（働く場の拡大）
- *地域活性化
- *環境負荷軽減
- *有能・多能な人材確保（労働生産性の向上）
- *業務効率化（顧客満足度の向上、コスト削減）
- *非常災害時の事業継続（危機管理）

◆テレワークの地域活性化効果

- *地域外から発注を受けることが可能になる
- *都市の企業がサテライトオフィスを立地する
- *ふるさとテレワークによる企業誘致

◆ふるさとテレワーク事業

◆地域活性化政策からみたテレワーク類型

◆クラウドによる限界集落生き残り

③新しい仕事のかたち⇒都市と地方で（集落）で立地条件の差が小さくなる

- ◆組織の境界が低くなる⇒仕事の場所:デスクワークからテーブルワークへ
- ◆内部人材（社員）と外部人材の境界が低くなる
- ◆都市と地方（集落）で立地条件の差が小さくなる

(8) 地域活性化に大学を利用する

- ①大学⇒地域（大学が地域をリードしていく）:教員が地域の取り組みを先導（審議会等）
- ②地域⇒大学（地域が大学を活用していく）:教育機能に、研究機能、学生、施設に着目
- ③国立大学の活用⇒公立大学の3分類（特色を踏まえて運営費交付金を重点支援）
 - ◆地域に貢献（55大学）:和歌山大、岩手大、高知大、小樽商科大等

- ◆世界・全国的な教育研究を推進（15 大学）：東京芸大、東京医科歯科大、奈良女子大等
- ◆世界で卓越した教育研究（16 大学）：東京大、東工大、京都大、千葉大、広島大等
- ④産学官連携⇒産学官連携に金融機関が加わる：地域金融機関として、信用金庫が産学官連携に取り組む動きがある

(9) コンパクトシティと地方都市の新しいかたち

- ①コンパクトシティ⇒都市圏内に生活に必要な施設を集めることで、中心市街地において住みやすい街づくりをすすめる
 - ◆青森市：コンパクトシティの先駆け（1999 年～）
- ②中心市街地活性化
 - ◆高松市丸亀町商店街⇒屋内型のフードコート：屋台形式の店舗と飲食スペース
 - ◆高知市ひろめ市場⇒観光局だけでなく地元の人でも利用、大人から学生・子供まで利用

(10) 四国八十八箇所お遍路に見る「心をつかむ」戦略

- ①四国遍路の工夫
 - ◆ システムの工夫⇒納経印（朱印）をもらうことで達成感（88カ所）、高齢者対策
 - ◆ 地域との連携⇒地域の人に参加する「おもてなし」、沿道に点在する遍路宿、宗派を越えた寺院間の連携（真言宗、天台宗、臨済宗、曹洞宗、真言律宗、時宗）
 - ◆ 寺院の演出⇒険しい山道を登った先にある日本庭園（厳しい修行の後の極楽浄土）、暗い堂内にともるろうそくの明かり（神秘的雰囲気）

第IV部 政策立案に向けて

(11) 住民と地域活性化の関わり

- ①新しい計画策定手法
 - ◆日本・アジア型⇒プロとしての役割：優れた計画を作る…住民への説明がカギ
 - ◆欧米型 ⇒ " " :多くの解決策を提示する…住民と一緒に計画を作る
- ②議論の手法：ワールドカフェ
 - ◆創造性に富んだ対話を行い、そこから新たな知識や知恵を生み出す
 - ◆対話を引き出すため、会議室ではなく、オープンで自由な雰囲気の場を設定する
- ③フューチャーセンター
 - ◆未来の価値を生み出す空間（施設）⇒未来志向型の創造的な対話（社外の人でも集める）
 - ◆ファシリテータ（企画・進行）の役割が重要⇒リラックスした場を作る
- ④シナリオプランニング
 - ◆不確実性シナリオ⇒いくつもある不確実性の中から二つ選んでX軸、Y軸とし、その組み合わせで4種類のシナリオを作る
 - ◆起承転結シナリオ⇒世の中の変化から地域の変化へ、起承転結の流れに沿ってシナリオを作る
 - ◆ステークホルダーとは
 - *協力する人：業務改革推進室職員、地域でビジネスを行いたい人
 - *反対する人：職員組合、反知事派の県議（高知県の事例）
 - *仲介してくれる人：地域住民
 - ◆ステークホルダーシナリオ⇒その問題に関わるステークホルダーをすべて列挙し、それらの関係を変化させることで異なるシナリオを作る

(12) 地方創生への対応（消滅しないために）⇒人口減少を克服する

- ①地域活性化と「人」の活用
 - ◆地域産業おこしに燃える人⇒地元地域において地域産業振興や活性化に取り組んでいる人
 - ◆地域活性化伝道師
 - *「地域おこしのスペシャリスト」として、地域からの相談に対し、適切な助言や取り

- 組み事例の紹介を行うことができる民間専門家や行政関係者等
- *内閣府（地方創生推進事務局）が認定・登録し、地域の活性化に向け意欲的な取り組みを行おうとする地域（自治体、団体）に対して紹介する
 - *2007年から運用開始
 - *登録者数:368名（2019年4月1日現在）

(13) 地域活性化戦略

- ①地域資源の活用を地域が考えることが必要（地域活性化の歴史を踏まえる⇒温故知新）
- ②これまでにない発想、前例や他の事例とらわれない発想が必要（行政の発想からの脱却）
- ③人を中心に据えた活性化
- ④桃太郎の戦略（キジ:情報、サル:知識、イヌ:行動力）の活用
 - ◆組織総合力で勝負⇒地域内の情報、活性化の工夫、先進性
 - ◆ギブアンドテイクの相互関係⇒行政との協働、地域との協働
 - ◆社会的正義に基づく行動⇒地域の役に立つ

所見

講師の中西穂高氏は、かつて高知県副知事の要職を務められた方で、高知県には非常に精通されており、県内でのいろいろな事例を参考に講演いただいた。井原市では、6月に新町商店街の活性化に向けた取り組みに係る要望があり、執行部から全員協議会の場で事業内容の説明があった。今後どのように事業展開を図っていくのか、市民の関心も非常に高い。莫大な税金を投入しての大事業である。当然、議会としても市民の負託を得ている以上、大きな責任を負わされることになる。人口減少がますます深刻な問題であり、地域活性化のために少しでも勉強させてもらえばと今回の研修を申し込んだ。

第Ⅰ部では、地域活性化の意味と政策がどのように変わっていったのか、第Ⅱ部では、自治体経営における財政再建と地方創生という視点からの民間委託について、第Ⅲ部では、地域資源と活性化方策について、各地域で実際に行われている事例の紹介、そして講師が最も得意としている新しい仕事のかたち「テレワーク」についても紹介していただいた。また第Ⅳ部では、今後いかにして取り組むべきか、「政策立案に向けて」と題して講演していただいた。

冒頭、講師が言われていたことの一つに、「議員の皆さんは予算書、決算書、会議録等をよく見られていると思いますが、どこで作られているか知っておられますか。」と言われ、さてさて、今まで何となくそれらの書類をみていたが、そこまでは全く関心がなかった。地元業者は関与していないケースがほとんどだそうである。そういった仕事が地元でできるようになると、そこには、雇用が生まれ、地域の活性化に繋がるという。行政の仕事の相当量が市外に出ているということを言われていた。アウトソーシング（民間委託）についても、また機会があれば一般質問で取り上げていきたいと思う。よい勉強をさせていただいた。